

岡崎市景観重要公共施設の整備等に係る協議実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市景観計画（以下「景観計画」という。）に定める景観重要公共施設の整備及び占用等に関する協議の運用について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「景観重要公共施設」とは、景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第4号ロに規定する施設であって、景観計画において景観重要公共施設として位置づけられているものをいう。

(景観重要公共施設の整備の事前協議)

第3条 景観重要公共施設の管理者（以下「管理者」という。）は、景観重要公共施設の整備を行うときは、整備行為に関する法令に基づく許可の申請その他の手続を行おうとする日の30日前の日（それらの手続を要しない整備行為にあっては、当該行為等に着手する日の30日前の日）までに、様式第1号による景観重要公共施設整備協議書に別表に掲げる図書を添えて、市長に協議しなければならない。

2 前項の規定による協議の対象行為は、街区単位での改修工事などの外観変更を伴う行為とする。

(景観重要公共施設の整備の事前協議結果の通知)

第4条 市長は、前条の規定による協議を終えたときは、様式第2号による景観重要公共施設整備協議結果通知書により管理者に通知するものとする。

(景観重要公共施設の占用等に係る事前調書)

第5条 景観重要公共施設の占用許可等を申請しようとする者（以下「占用許可申請者」という。）は、占用等の許可申請を行おうとする日より前（第6条に基づく事前協議対象行為にあっては、事前協議を行う前）に、位置図及び現況写真を添えて、様式第3号による景観重要公共施設の占用等に係る事前調書を、市長に提出しなければならない。

(景観重要公共施設の占用等に係る事前協議)

第6条 占用許可申請者は、占用等の許可申請を行おうとする日より前に、様式第4号による景観重要公共施設占用許可等事前協議書に別表に掲げる図書を添えて、市長に協議しなければならない。また、協議した内容を変更するときも同様とする。

2 前項の規定による協議の対象行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 外観変更を伴う工事
- (2) 屋外広告物の掲出
- (3) 電柱の新設及び移設
- (4) 電柱への屋外広告物の二次占用

(景観重要公共施設の占用等に係る事前協議結果の通知)

第7条 市長は、前条の規定による協議を終えたときは、様式第5号による景観

重要公共施設占用許可等事前協議結果通知書により占用許可申請者に通知するものとする。

(適用除外)

第8条 次の各号に掲げるものについては、第3条の規定は適用しない。

- (1) 通常管理行為又は軽易な行為
- (2) 非常災害や緊急修繕等のため必要な応急措置として行う行為
- (3) 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- (4) 仮設の工作物の建設等
- (5) 法令又はこれに基づく処分による義務として行う行為
- (6) その他市長が認める行為

2 次の各号に掲げるものについては、第5条の規定は適用しない。

- (1) 非常災害や緊急修繕等のため必要な応急措置として行う行為
- (2) 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- (3) 仮設の工作物の建設等
- (4) 法令又はこれに基づく処分による義務として行う行為
- (5) その他市長が認める行為

3 次の各号に掲げるものについては、第6条の規定は適用しない。

- (1) 非常災害や緊急修繕等のため必要な応急措置として行う行為
- (2) 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- (3) 仮設の工作物の建設等
- (4) 乗り入れ設置等の承認工事
- (5) 法令又はこれに基づく処分による義務として行う行為
- (6) その他市長が認める行為

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 3 この要綱の施行の日から起算して30日以内に整備行為(当該整備行為に関する法令に基づく許可等の申請手続を要するものにあつては、当該手続等)をしようとする者については、第3条、第5条及び第6条の規定は適用しない。

別表

図書の種類	備考
位置図	
配置図	
平面図 立面図	仕上げ方法及び色彩を記載すること。 色彩についてはマンセル値を記載すること。
現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真。2方向以上から撮影すること。
景観配慮 チェックシート	具体的配慮事項又は配慮できない理由等を記載すること。
景観検討資料	フォトモンタージュ等による景観検討資料。(必要に応じて)